最終改定：2025年6月19日
SGアセットマックス株式会社

お客様本位の業務運営に関する方針	取組状況
（2019年3月25日策定、2025年6月19日最終改定。）	◎対象期間 ・2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日（以下「当年度」、2025年3月31日を「基準日」といいます。） ・年を記載していないものは2024年です。 ◎成果指標（自主的KPI、項目を【　】表示） ・当年度実績の横に、2023年度（以下「前年度」といいます。）実績を表記しています。 例：〇件（←●件） ・また、実績の変動要因や取組に関する特記事項等を、「⇒」の後に記載しています。 （注1）本「取組状況」の記載は、すべて次の「対象期間」に関する内容として更新したものです。 また、左記「お客様本位の業務運営に関する方針」で定義した用語を用いています。 （例：金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」→FD原則、1(1)ご参照。） （注2）当社は、本投資法人及び受託ファンドの投資運用のみを事業として営んでいますので、 金融庁のウェブサイトで公表されている「共通KPI」の適用対象はありません。
	◎総括 ・当社の活動状況等 日本経済は、物価上昇の影響等を受けつつも緩やかに回復し、金利水準は徐々に上昇しています。 拡大基調が続く私募リート市場では、基準日現在60銘柄まで増加しました。 こうした環境下、当社は、中長期的な観点から、本投資法人・受託ファンドの安定的な収益の確保と 着実な運用資産の成長のための事業活動を継続してまいりました。 また、当年度も、当社の業務運営やお客様への直接的な情報提供（IR等）にリモート手段を用いる等の 工夫により移動時間節約等の効果を上げつつ、対面での活動も推進し、お客様ニーズの把握や社内外 関係者とのコミュニケーション強化等を図り、業務品質の向上等に努めました。 ・本方針の見直し 当社の本方針への取組状況としては、従前同様に本方針各項目（例：「2.お客様の最善の利益の追求」、 「3.利益相反の適切な管理」）等を徹底し、各部署が規程等に則して適切に意思決定や業務運営を行い、 独立性を持つコンプライアンス・オフィサーが日常的に検証する他、内部監査での実効性ある事後検証 も活かしたPDCAサイクルを実践しています。 この点や以下の「自主的KPI」の状況等からは、本方針に不足等はないことを確認しました。 一方、9月には「顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するためのガバナンス」を「製販全体」で 機能させるため、金融商品の「組成会社」にも焦点を当て策定された「PG原則」が金融庁により公表され ました。 本方針は、PG原則の趣旨にも適う内容であると考えていますが、新たに策定されたものであるPG原則の 個別項目との対応関係等を明確に示し、本方針の適切性を引き続き確保するため、本方針の一部として 「PG補充事項」の新規策定等の必要な見直しを行いました。（本方針「1. お客様本位の業務運営に関する 方針の策定・公表等」をご参照ください。） ・FD原則・PG補充原則「対応関係表」 金融庁公表のFD原則・PG補充原則の各項目と、本方針・取組状況・PG補充事項の「対応関係表」も、 当社ウェブサイトに掲載しました。

お客様本位の業務運営に関する方針	取組状況
1. お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等 (1) 方針の策定 SGアセットマックス株式会社（以下「当社」）は、「顧客本位の業務運営に関する原則」（2017年3月30日金融庁公表、その後の改訂を含みます。以下「FD原則」といいます。）及び「プロダクトガバナンスに関する補充原則」（2024年9月26日金融庁公表、以下「PG補充原則」といいます。）を全て採択し、これらを踏まえて策定した以下の「お客様本位の業務運営に関する方針」（以下「本方針」といいます。）及び本方針の一部を構成する「プロダクトガバナンス※に関する補充事項」（2025年6月19日新規策定、以下「PG補充事項」といいます。）に基づいて業務を遂行します。 ※プロダクトガバナンス：お客様の最善の利益に適った商品提供等を行うためのガバナンス (2) お客様 本方針において、次の方々を「お客様」と記載しています。 ・当社が資産運用業務を受託するSGAM投資法人（以下「本投資法人」といいます。）とその投資主様 ・当社が投資運用業務を受託する不動産私募ファンド（以下「受託ファンド」といいます。）と受託ファンドに出資されている投資家様 (3) 今後の取組状況 今後、年度毎に本方針の取組状況を確認し、必要に応じて本方針を見直しします。 また、確認した取組状況や、見直しをした本方針は、当社のホームページでの公表又は個別のお客様へのお知らせにより、お伝えします。 (4) FD原則及びPG補充原則との対応関係 FD原則及びPG補充原則で求められている事項のうち、当社に馴染まない内容等は、本方針に記載していない又は趣旨を踏まえた上で読み替えて記載しています。 これは、当社が金融商品取引法上の投資運用業者（専業）であり、業規制によってお客様等に対して勧誘・販売や、「複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等」を行わないことに加え、FD原則及びPG補充原則に挙げられている一部の事項（例：運用の外部委託」）を行っていないことから、現在該当する事項がない一方、勧誘・販売を担う証券会社と適切に連携し、「製販全体としてお客様の最善の利益」を追求しているためです。 さらに、当社が組成する金融商品、当社のお客様には次のような特徴等があることにもよるものです。 ①金融商品 ・本投資法人（投資口） 法令等（自主規制機関である投資信託協会規則等を含みます。）及び投資主様による投資主総会が決定する規約を含みます。）に基づく商品設計で、その自由度は限定的であり無期限です。 ・受託ファンド（匿名組合出資持分） 投資家様と直接協議等の上、ニーズに適合した投資対象・期間等による商品設計を行います。 ②お客様 本投資法人の投資主様及び受託ファンドの投資家様とも、本方針の最終改定日現在全て、金融商品取引法上の特定投資家であり、法定開示事項は元より、日常的にいただく質問・アンケートへの回答やIR等を通じて、個別・直接にお客様への必要な情報の提供や対話の機会を活かしています。 [本方針に記載のないFD原則及びPG原則の項目] 「FD原則5　重要な情報の分かりやすい提供」（注2） 「FD原則6　顧客にふさわしいサービスの提供」（注1）、（注2）、（注4）、（注6）、（注7） （PG原則は、上記のとおり趣旨を踏まえた上で読み替えてPG補充事項に記載しています。）	**1. お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等** 本方針を実践し、取組状況の確認、必要に応じた見直し検討等による適切なPDCAサイクル実践のため、当社「コンプライアンス年間活動計画」中に位置付け、コンプライアンス委員会及び取締役会にて検証等しています。 上記プロセスを経て決定した本方針改定等の重要な事項は、当社のホームページでの公表又は個別のお客様へのお知らせにより、お伝えしています。 【本方針に関する当社取締役会での審議回数】 1回（←1回） ⇒本方針への前年度の取組状況を確認した6月時点では、「プロダクトガバナンス」に関する具体化の動向が未詳であったため本方針は見直しせず取組状況の更新のみとし、FD原則改訂等の状況を的確に把握した上で改定要否を検討する旨等について審議・決議しました。 【本方針に関する公表・お知らせ回数】 1回（←1回） ⇒上記審議・決議後、更新した本方針・取組状況を当社ホームページに掲載し、お客様等にお知らせしました。

お客様本位の業務運営に関する方針	取組状況
2. お客様の最善の利益の追求 (1) 本投資法人 本投資法人については、予め定めた方針に基づき、中長期的かつ安定的な運用と分配金支払を続けることがお客様の最善の利益につながると考え、その実現に向け、誠実・公正に業務を遂行します。 また、環境・社会・ガバナンス(ESG)上の課題に取り組み、社会の期待に応えて健全かつ持続的に本投資法人が成長 していくため、当社の「サステナビリティ方針 」に基づき業務を遂行します。 (2) 受託ファンド 受託ファンドについては、ファンドにより投資目的等も異なることから、お客様の最善の利益も多様であると考え、組成時にお客様及びその他関係者と十分な意見交換を行い、それを踏まえた上で、誠実・公正に業務を遂行します。 また、環境・社会・ガバナンス(ESG)上の課題に取り組み、社会の期待に応えて健全かつ持続的に受託ファンドが成長 していくため、当社の「サステナビリティ方針 」に基づき業務を遂行します。	**2. お客様の最善の利益の追求** お客様の最善の利益を追求するため、社外有識者も参画する三つの専門委員会(コンプライアンス委員会、私募リート投資委員会、私募ファンド投資委員会)を設置し、コンプライアンス、投資判断、リスク管理等について、多角的に検討・審議等の上、機関決定しています。 【三専門委員会の開催回数】 29回(←28回) ⇒コンプライアンス委員会及び私募リート投資委員会の審議・決議を要する単発的な議案が当年度に発生したことや、議案上程のタイミングが前年度と異なったこと等により、開催回数が微増しました。 【サステナビリティ協議会の開催回数】 2回(←2回) ⇒ 当社の「サステナビリティ方針」を実践するための常勤役職員による協議会を設置し、サステナビリティに対する取組状況の確認、課題共有等を進めています。 当社の各種取組み状況や当社が属するSGホールディングスグループの活動等を踏まえたサステナビリティ方針の一部改定、本投資法人・受託ファンドの環境認証取得に関する協議等を行いました。 【本投資法人・受託ファンドの環境認証取得物件数(認証の有効期限経過後分を含む累計件数です。)】 ・DBJ Green Building認証:9物件(←9物件) ・CASBEE不動産評価認証:19物件(←13物件) ・JHEP認証:1物件(←1物件) ・BELS認証:1物件(←1物件) ⇒お客様やテナント等からの環境認証取得不動産に対するニーズの高まり等も踏まえた上で、適切な取組みを進め、当年度は新たに6物件においてCASBEE不動産評価認証を取得しました。 お客様の最善の利益を追求するためには、上記のような機関決定等を適切に行うことに加え、その基盤となる様々な日常の業務を適切に遂行することが非常に重要です。これを担う当社の常勤役職員に専門的資格の取得を奨励し、支援制度等を整備し、当年度はさらに拡充しています。 基準日現在の推奨資格保有者数は、次のような状況です。 【主な専門的資格の保有者数(常勤役職員中の登録者数・試験合格者数の合計)、同比率】 ・不動産証券化協会認定マスター 5名、22.7%(←5名、 25.0%) ・宅地建物取引士 15名、68.2%(←12名、60.0%) ・公認不動産コンサルティングマスター 1名、4.5%(←2名、10.0%) ・ビル経営管理士 2名、9.1%(←3名、15.0%) ・日本証券アナリスト協会検定会員 該当なし(1名、 5.0%) ⇒ 試験合格・登録、従業員の異動(入・退社)等による変動です。

お客様本位の業務運営に関する方針	取組状況
3. 利益相反の適切な管理 (1) お客様と利害関係人との利益相反 本投資法人や受託ファンドの安定的な運営及び持続的な成長には、当社の利害関係人との取引や適切な連携が有用である一方、利害関係人との取引価格水準等については、利益相反の可能性が生じます。 (2) お客様間の利益相反 本投資法人と受託ファンドの投資対象が重なる場合等には、当社が入手する物件情報の取扱い等について、お客様間で利益相反の可能性が生じます。 (3) 利益相反管理態勢 お客様本位の業務運営実現のため、利益相反を適切に管理することは非常に重要であるという認識のもと、当社では次のように利益相反管理態勢を整備し、運営しています。 ①利害関係人の管理 法令上の対象者に加え、より幅広い当社基準で「利害関係人」を規定し、具体的に特定して管理しています。 ②利害関係人取引の意思決定、制限 ・利害関係人との間での物件売買等の重要な取引には、独立性を有するコンプライアンス・オフィサーが事前審査の上、社外有識者も参画するコンプライアンス委員会及び私募リート投資委員会又は私募ファンド投資委員会の審議・決議を経て、取締役会の決議を取得するなど、厳格な意思決定フローを整備し、実践しています。 ・本投資法人が利害関係人との間で物件売買等の重要な取引を行うには、例えば鑑定評価額との比較等、所定の基準を充足することを要する等の制限を加えています。 ③本投資法人と受託ファンド 当社が入手する物件情報は、本投資法人が優先的に検討し、投資基準には合わないと判断した場合のみ受託ファンドで検討するルールとしています。 ただし、物件売主や投資家から指定された場合等は、例外的に私募ファンドを優先して取り扱うことがあります。	**3. 利益相反の適切な管理** 左記方針3のとおり、物件売買等の重要な「利害関係人取引」は社外有識者（弁護士）も参画するコンプライアンス委員会で審議しているほか、修繕工事発注等の日常的な「利害関係人取引」や、当社が入手した物件情報の検討等においても、当社規程等に則して適切に実施しています。 これらの結果、お客様と当社の利害関係人との間、また、お客様間のいずれにおいても、利益相反による問題はなかったと認識しています。 この利益相反管理態勢の適切性等は、外部専門家による深度ある検証結果も参考活用する当社の内部監査においても、金融庁「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の6月改正趣旨等も踏まえた重点項目として改めて検証し問題がないことの確認等を行うとともに、改めて緊張感をもって利益相反の適切な管理に取り組んでいます。 利害関係人の範囲について、法令は元より当社規程で独自追加している者を含め、「親法人等」の異動（例：親会社による子会社の新設）等の事由発生の都度、具体的に特定し最新の状態で管理しています。 【利害関係人の範囲見直し回数】 計8回（←計8回） ⇒ 見直し回数は前年度同水準です。見直し事由の発生自体は他律的なものですが、利益相反防止の前提として、最新状態の「利害関係人」を管理する取り組みのKPIとして設定しています。 【コンプライアンス委員会の開催回数】 計10回（←計10回） ⇒ 同委員会開催回数は前年度同水準です。同委員会は、審議・報告が必要な議案がある都度開催し、各委員の知見を活かした審議等を行っています。議案の有無や委員のスケジュール状況等により、同委員会の開催回数も変動しますが、本方針実践のための適切な業務運営確保の取り組みのKPIとして設定しています。
4. 手数料等の明確化 (1) 当社の運用報酬 お客様から当社が直接･間接に受領する運用報酬は、運用委託契約等により予め料率や計算方法等を明確に規定し、これに則って計算したものです。 (2) 業務委託報酬等 様々な局面で活用する外部専門家等に対する業務委託報酬等は間接的にお客様にご負担いただくものですが、適切な料率等となるように当社にて検証の上、決定しています。	**4. 手数料等の明確化** お客様から当社が受領する運用報酬の金額は、左記方針4のとおり予め定めた計算方法によるもので、本投資法人分は投資主様にお届けする資産運用報告（本投資法人のウェブサイトにも掲載）や、増資時に証券会社が用いる「商品内容説明書」等にてお知らせしています。 受託ファンドのAM報酬は、個別に締結したアセットマネジメント契約に基づき計算し、受領したもので、投資家のみなさまにお届けする報告書にてお知らせしています。 [注] 上記のとおり手数料等の重要な内容について直接お客様にお知らせしていますので、従前同様に本項目のKPIは設定していません。

お客様本位の業務運営に関する方針	取組状況
5. 重要な情報のわかりやすい提供 (1) 当社が想定するお客様 当社が組成・運用する金融商品に投資していただくお客様として、金融・資本市場、不動産市場に関する十分な知識・経験をお持ちの法人（金融商品取引法上の特定投資家）の方々を想定しています。 本方針公表日現在、当社のお客様はすべてこれらの方々です。 (2) お客様への情報提供 ①当社の姿勢 当社はお客様に対し提供する情報について、正確で、わかりやすく、お客様にとって有用な情報をタイムリーに提供することが重要であると考え、その実現に努めています。 具体的には次のとおりです。 ②本投資法人 法令等に基づく開示資料はもちろんのこと、本投資法人のホームページでの様々な情報に、専用のパスワードを用いてアクセスいただくようにしており、新着情報の発信時には、個別のお客様宛電子メールでお知らせしています。 また、お客様に対する投資勧誘等を行う証券会社と連携し、いわゆるIR活動等にも真摯に取り組んでいます。 ③受託ファンド 個別のお客様あてに、必要な情報をタイムリーに提供させていただきます。	**5. 重要な情報のわかりやすい提供** 左記方針5のもと、引き続き様々な方法を通じて当社が想定するお客様に適した情報を適時適切に、お客様に直接又は証券会社との適切な連携の上、提供しています。 なお、次の自主的KPIは本投資法人に関するもので、受託ファンドは個別のお客様に対して、随時情報を提供していますので、KPIを設定していません。 【ニュースリリース回数】 53回（←47回） ⇒ 当年度も、本投資法人の物件取得、資金調達関連に加え、投資主総会関連事項等、様々な事項をニュースリリースとして適時適切に本投資法人のホームページに掲載し、お客様にお知らせしました。 お知らせする事項の発生件数（前年度にはなかった投資主総会関連等）が前年度より増えたため、リリース回数も増加しました。 【IR（個別説明）回数】 74回（←60回） ⇒前年度は増資を行っておらず、当年度は、本投資法人の増資のマーケティングも兼ね証券会社と連携して行う説明機会が増加したことが主因です。 引き続きお客様に重要な情報をわかりやすく提供するため、積極的に取り組んでいく所存です。
6. お客様にふさわしいサービスの提供 (1) 本投資法人のお客様のニーズと当社のサービス 中長期的かつ安定的な運用と分配金の受領が、本投資法人のお客様のニーズであると考えており、その実現に向け、予め定めた投資方針に基づき、誠実・公正に業務を遂行します。） (2) 受託ファンドのお客様のニーズと当社のサービス ファンドにより投資目的等も異なることから、組成時にお客様及び関係者と十分な意見交換を行い、個別のお客様のニーズを踏まえた上で、その実現に向け、誠実・公正に業務を遂行します。	**6. お客様にふさわしいサービスの提供** 本項目の取組状況は、前記「2. お客様の最善の利益の追求」及び「5.重要な情報のわかりやすい提供」に記載のとおりですので、そちらをご確認ください。 これは、本方針「1(4)FD原則及びPG補充原則との対応関係」や上記取組状況1（注）等のとおり、当社が専業の投資運用業者であり、「お客様にふさわしいサービス」の提供は、主としてこれら2項目における取組（例：お客様利益に適う複数の専門委員会等を通じた多角的な検討・審議を経た機関決定、適時適切な情報開示、個別説明等を通じたお客様との対話）により、実践していることによるものです。
7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 以上のような本方針を実現するためには、各施策の担い手となる当社の人材がカギとなります。 そこで、業務品質の向上に必要な知識習得等のため、従業員に自己啓発や資格取得を奨励・支援しているほか、社内外の様々な研修を受講させる等の取組を行っています。	**7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等** 前記「2. お客様の最善の利益の追求」の取組状況に記載した各種の専門資格の取得等について従業員に奨励するとともに、支援制度をさらに拡充して取り組んでいます。 また、当社全体の業務品質向上を図るため、コンプライアンス、リスク管理、投資運用実務等の様々なテーマの社内研修を常勤役職員全員に対し実施するとともに、専門性の高い内容等の社外研修も積極的に受講しています。 さらに、お客様の運用資産（個別物件）に関する情報を常勤役職員全員に説明し、それぞれが担っている業務が個別物件の価値向上、すなわちお客様利益につながっていることの理解を深めること等にも取り組んでいます。 【役職員への社内研修実施回数（研修件数ベース）】 38回（←33回） ⇒ 対面型に限定せず、リモート会議による研修を積極的に実施しています。 受講者数は、新任の非常勤役員や従業員への個別研修等の少人数型から、常勤役職員の全員参加型など、研修目的・内容に応じて様々です。 本年度は、社外研修内容のフィードバック勉強会を増やしたこと等により回数が増加しました。 【常勤役職員への社外研修受講回数（セミナー等件数ベース）】 59回（←44回（有料分＋無料分）） ⇒ 常勤役職員の知見向上等に寄与し、お客様の利益につながると考えられる有料・無料の社外研修を自主的KPIとして設定・計測しています。ウェビナーの普及により、同じ研修を複数名がそれぞれのスケジュールにあわせて受講するケースも多数ありますが、KPIとしては受講者数（複数）ではなく、セミナー件数（1件）で計測しています。 当社は業容の着実な拡大に伴い従業員を増やしていますが、知見向上のため積極的な研修受講を全社的に奨励しています。

お客様本位の業務運営に関する方針（PG補充事項）	取組状況（PG補充事項）
	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項は、前記「◎総括」「本方針の見直し」のとおり、金融庁が9月に公表したPG原則等を踏まえ、これまでの本方針（2024年6月17日付更新）を「製販全体でお客様の最善の利益を追求」の観点で改めて「補充」するため、対象期間（2024年度）を経過した後の2025年6月19日に追加的に策定したものです。 そのため、PG補充事項の対象期間における「取組状況」は策定より後に確認する形となります。一方、前記の本方針「1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等」から「7.従業員に対する適切な動機づけの枠組み等」までの「取組状況」各項目の様々な局面で該当するものがある、との現時点の整理に基づき、以下のとおり共通する内容を対象期間のPG補充事項の取組状況として記載しています。
PG補充事項1. 金融商品の組成・提供・運用に関する基本姿勢 当社は、専業の私募リート・ファンドの投資運用業者として、本方針「2.お客様の最善の利益の追求」に適う金融商品を組成し、証券会社との適切な連携等を通じてお客様に提供することを基本姿勢とし、本方針2に適うよう、私募リート・ファンド各々の裏付け資産である不動産（信託受益権）を運用しております。十分な知見等を有する経営者のもとでそのための体制を構築・実践しており、その結果、「選ばれる運用会社」になることを目指しています。	**PG補充事項1. 金融商品の組成・提供・運用に関する基本姿勢** 上記の「PG補充事項の取組状況（共通）」及び前記の本方針「1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等」から「7.従業員に対する適切な動機付けの枠組み等」までの各項目の「取組状況」のとおりです。
PG補充事項2. 金融商品の組成・提供・運用に関する体制整備 当社は、金融商品の組成・提供・運用の各プロセスにおいて、本方針「2.お客様の最善の利益の追求」のため、本方針「1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等」から「7.従業員に対する適切な動機付けの枠組み等」に記載の体制を整備し、実践しています。また、これらの実効性・適切性は、意思決定等の各段階での組織的な手続き（独立性を有するコンプライアンス・オフィサーによる検証を含みます。）や、外部専門家による検証結果を参考活用等する内部監査等においても検証し、業務品質の向上につなげるPDCAサイクルを構築し、実践しています。	**PG補充事項2. 金融商品の組成・提供・運用に関する体制整備** 上記の「PG補充事項の取組状況（共通）」及び前記の本方針「1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等」から「7.従業員に対する適切な動機付けの枠組み等」までの各項目の「取組状況」のとおりです。
PG補充事項3. 金融商品組成時の対応 当社は、本方針「5.重要な情報のわかりやすい提供」の「(1)当社が想定するお客様」にとって、同「2.お客様の最善の利益の追求」に適うよう、金融商品（投資口・匿名組合出資持分）を組成しています。 組成に際し、投資口は証券会社との適切な連携、匿名組合出資持分は受託ファンドの投資家様との個別協議内容等も踏まえて、金融商品のリターン・コストやリスク等も適切に想定・検証しています。	**PG補充事項3. 金融商品組成時の対応** 上記の「PG補充事項の取組状況（共通）」及び前記の本方針「1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等」から「7.従業員に対する適切な動機付けの枠組み等」までの各項目の取組状況のとおりです。
PG補充事項4. 金融商品組成後の対応 当社は、私募リート・ファンド各々の裏付け資産である不動産（信託受益権）の適切な管理・運用や、組成後の金融商品としてのリターン・コストやリスクの状況を常に検証し、本方針「5.重要な情報のわかりやすい提供」の「(1)当社が想定するお客様」にとって、同「2.お客様の最善の利益の追求」に適うよう、業務品質の向上に努めています。 これらの実効性は、次のようなお客様や証券会社とのコミュニケーションによっても補強されています。 ・投資口：投資主様へのIRや日常的なご質問への回答等の直接的なやりとり、証券会社との適切な連携 ・匿名組合出資持分：投資家様との個別直接的なやりとり	**PG補充事項4. 金融商品組成後の対応** 上記の「PG補充事項の取組状況（共通）」及び前記の本方針「1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等」から「7.従業員に対する適切な動機付けの枠組み等」までの各項目の取組状況のとおりです。
PG補充事項5. お客様に対する情報提供 当社は、本方針「5.重要な情報のわかりやすい提供」のとおり、想定するお客様にとってわかりやすく有用な情報提供に努めています。 なお、運用体制等の具体的な内容も、お客様に提供する資料や直接的な説明（日常的なアンケート・ご質問への回答やIRを含みます。）等によって情報提供しています。	**PG補充事項5. お客様に対する情報提供** 上記の「PG補充事項の取組状況（共通）」及び前記の本方針「1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等」から「7.従業員に対する適切な動機付けの枠組み等」までの各項目の取組状況のとおりです。

掲載・更新年月日: 2025年6月19日

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	SGアセットマックス株式会社
■取組方針掲載ページのURL :	https://www.sg-assetmax.co.jp/docs/customer-first.pdf
■取組状況掲載ページのURL :	https://www.sg-assetmax.co.jp/docs/customer-first.pdf

原則		原　則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2		**【顧客の最善の利益の追求】** 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	2.お客様の最善の利益の追求 7.従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	2.お客様の最善の利益の追求 7.従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
	注	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	2.お客様の最善の利益の追求 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	2.お客様の最善の利益の追求 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
原則3		**【利益相反の適切な管理】** 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	3.利益相反の適切な管理 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	3.利益相反の適切な管理 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
	注	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に 法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	3.利益相反の適切な管理 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	3.利益相反の適切な管理 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
原則4		**【手数料等の明確化】** 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	4.手数料等の明確化 5.重要な情報のわかりやすい提供 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	4.手数料等の明確化 5.重要な情報のわかりやすい提供 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
原則5		**【重要な情報の分かりやすい提供】** 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	5.重要な情報のわかりやすい提供 4.手数料等の明確化 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	5.重要な情報のわかりやすい提供 4.手数料等の明確化 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
	注1	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む） ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	5.重要な情報のわかりやすい提供 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	5.重要な情報のわかりやすい提供 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
	注2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである（（注2）～（注5）は手数料等の情報を提供する場合においても同じ）。	非該当	1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
	注3	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	5.重要な情報のわかりやすい提供 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	5.重要な情報のわかりやすい提供 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
	注4	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	5.重要な情報のわかりやすい提供 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	5.重要な情報のわかりやすい提供 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
	注5	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	5.重要な情報のわかりやすい提供 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	5.重要な情報のわかりやすい提供 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等

原　則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則6	**【顧客にふさわしいサービスの提供】** 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	6.お客様にふさわしいサービスの提供 2.お客様の最善の利益の追求 5.重要な情報のわかりやすい提供 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	6.お客様にふさわしいサービスの提供 2.お客様の最善の利益の追求 5.重要な情報のわかりやすい提供 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
注1	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産 の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	非該当	1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
注2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。	実施	6.お客様にふさわしいサービスの提供 2.お客様の最善の利益の追求 5.重要な情報のわかりやすい提供 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	6.お客様にふさわしいサービスの提供 2.お客様の最善の利益の追求 5.重要な情報のわかりやすい提供 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
注4	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	非該当	1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
注5	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	6.お客様にふさわしいサービスの提供 2.お客様の最善の利益の追求 5.重要な情報のわかりやすい提供 7.従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	6.お客様にふさわしいサービスの提供 2.お客様の最善の利益の追求 5.重要な情報のわかりやすい提供 7.従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
注6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	非該当	1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
注7	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	非該当	1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
原則7	**【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】** 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	7.従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 2.お客様の最善の利益の追求 3.利益相反の適切な管理 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	7.従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 2.お客様の最善の利益の追求 3.利益相反の適切な管理 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等
注	金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	7.従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 2.お客様の最善の利益の追求 3.利益相反の適切な管理 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等	7.従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 2.お客様の最善の利益の追求 3.利益相反の適切な管理 1.お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等

原　則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
補充原則1	**【基本理念】** 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	実施	PG補充事項1.金融商品の組成・提供・運用に関する基本姿勢	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項1.金融商品の組成・提供・運用に関する基本姿勢
補充原則2	**【体制整備】** 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	実施	PG補充事項2.金融商品の組成・提供・運用に関する体制整備	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項2.金融商品の組成・提供・運用に関する体制整備
注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	実施	PG補充事項2.金融商品の組成・提供・運用に関する体制整備	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項2.金融商品の組成・提供・運用に関する体制整備
注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCA サイクルを確立すべきである。	実施	PG補充事項2.金融商品の組成・提供・運用に関する体制整備	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項2.金融商品の組成・提供・運用に関する体制整備
補充原則3	**【金融商品の組成時の対応】** 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。	実施	PG補充事項3.金融商品組成時の対応	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項3.金融商品組成時の対応
注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	実施	PG補充事項3.金融商品組成時の対応	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項3.金融商品組成時の対応
注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客（例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等）も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	実施	PG補充事項3.金融商品組成時の対応	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項3.金融商品組成時の対応
注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。	実施	PG補充事項3.金融商品組成時の対応	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項3.金融商品組成時の対応

		原　則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
補充原則4		**【金融商品の組成後の対応】** 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	実施	PG補充事項4.金融商品組成後の対応	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項4.金融商品組成後の対応
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	実施	PG補充事項4.金融商品組成後の対応	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項4.金融商品組成後の対応
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる 金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	実施	PG補充事項4.金融商品組成後の対応	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項4.金融商品組成後の対応
	注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである 。	実施	PG補充事項4.金融商品組成後の対応	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項4.金融商品組成後の対応
補充原則5		**【顧客に対する分かりやすい情報提供】** 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	実施	PG補充事項5.お客様に対する情報提供	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項5.お客様に対する情報提供
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要となる金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて 、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	実施	PG補充事項5.お客様に対する情報提供	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項5.お客様に対する情報提供
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	実施	PG補充事項5.お客様に対する情報提供	PG補充事項の取組状況（共通） PG補充事項5.お客様に対する情報提供

【照会先】

部署	コンプライアンス・オフィサー
連絡先	電話番号：　03-5633-7661 メールアドレス：　sgam_info@sg-assetmax.co.jp